

町内事業者の等級別格付における主観点数値の取り扱いについて

平成28・29年度より建設工事の入札参加資格審査申請を行っている町内事業者について、経営事項審査結果の総合数値（客観点）及び別表により算出した企業の取り組み等の状況を評価した発注者別評価点数（主観点）の合計により工事種類別の施工能力を判定し、等級別の格付を行います。

別表（みなかみ町建設工事請負業者選定要綱第5条関係）

項目	評点方法
1. みなかみ町民の雇用状況	<p>雇用している役員従業員について、ア又はイにより算出した点数のうちいずれか高い方の点数に申請書提出日以前2年以内に雇用した者について、ウで算出した点数を加えた合計点数とする。ただし、ア又はイにより算出した点数の上限は10点とする。</p> <p>ア 町民である正規及び非正規従業員の総数に1を乗じて得た数値を点数とする。</p> <p>イ 町民である正規及び非正規従業員の人数を役員従業員の総人数で除して得た数値に10を乗じて得た数値を点数とする。（小数点以下は、四捨五入とする。）</p> <p>ウ U・I・Jターン者の総数に1を乗じて得た数値を点数とする。</p>
2. みなかみ町消防団員の雇用状況	<p>みなかみ町消防団に所属する役員従業員1人につき2を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限は10点とする。</p>
3. みなかみ町と契約した除雪業務委託の状況	<p>申請書提出日現在で有効な契約1案件につき2を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限10点とする。</p>
4. みなかみ町へのふるさと納税の状況	<p>入札参加資格審査申請日以前2年以内に寄付した者1人につき1を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限10点、又は、「1. みなかみ町民の雇用状況」で算出した点数のうちいずれか高い方を上限とする。</p>